

## 第 2 章 水 質 汚 濁

### 第 1 節 水質汚濁の現況

県内の公共用水域について、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を定め、関係機関（建設省、農林水産省、通商産業省、鳥取市、倉吉市、米子市）の協力を得て、水質の測定を行った。

対象水域の概要図は資料 19 に示す。

#### 1 人の健康の保護に関する項目〔健康項目〕

〔カド ウム、シアン、有機磷、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB〕

34 河川 102 地点 1,663 検体、4 湖沼 16 地点 325 検体、及び 2 海域 16 地点 228 検体、合計 134 地点 2,216 検体について測定を行った。その結果、前年度と同様に全検体が環境基準に適合しており、県内の公共用水域は全水域とも清浄であった。

なお、検体数の算定についてはカド ウム、シアン等の各項目を 1 検体として扱っている。

（測定対象公共用水域）

河川	千代川水系	千代川、旧袋川、狐川、山白川、天神川、湖山川、枝川、野坂川、新袋川、有富川、大路川、砂見川、八東川、私都川、佐治川
	天神川水系	天神川、国府川、小鴨川、玉川、三徳川、加茂川
	日野川水系	日野川、法勝寺川、板井原川
	二級河川	蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川
	斐伊川水系	旧加茂川、新加茂川
湖沼		湖山池、多鯰ヶ池、東郷池、中海
海域		美保湾、日本海沿岸

表 50 人の健康の保護に関する環境基準（昭 46.12.28 環境庁告示第 59 号）

項目	カドミウム	シアン	有機磷	鉛	クロム (6 価)	ヒ素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
基準値	0.01mg/l 以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.1mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.0005mg/l 以下	検出され ないこと	検出され ないこと

#### 2 生活環境の保全に関する項目

河川 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

湖沼 pH、COD、SS、DO、大腸菌群数

海域 pH、COD、油分、DO、大腸菌群数

(注) 用語の解説は資料 25 を

参照のこと

##### (1) 概 要

主要水域の水質汚濁状況の概要を、生活環境項目の代表的指標である BOD（河川に適用）又は COD（湖沼、海域に適用）で見れば、次のとおりである。

(注) 本白書では、BOD及びCODの評価について、環境基準の類型をあてはめている水域に対する環境基準の達成状況、又はその他の水域に対する基準相当類型の評価に関しては 75%値（表 51 注を参照）を適用し、水質の汚濁状況、水質の経年変化等の評価には、年平均値を用いている。

〔河川〕

一級河川（千代川、天神川、日野川）の水質は、おおむね下流部は環境基準に定める河川類型A（表53参照、以下同じ）上流部は河川類型AAに相当しており清浄な水質を維持している。

二級河川（蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川）について見ると、蒲生川及び由良川の一部に類型B又はCに相当する地点があるものの、他の地点はすべて類型AA～Aに相当しておりおおむね清浄な水質である。

都市河川のうち、鳥取市内を流れている旧袋川は河川類型C～D相当、倉吉市内の玉川は類型AA～E以下、また米子市内の旧加茂川は類型E～E以下に相当する水質であり玉川上流部を除いていずれも依然として汚濁が著しい。

〔湖沼〕

湖山池はCOD（75%値）6.1～8.5 mg/ℓで湖沼類型C～C以下相当、多鯨ヶ池は3.3～3.8 mg/ℓ（同B相当）、東郷池4.8～5.7 mg/ℓ（同B～C相当）といずれも池全体が汚濁しているが、中海は2.6～5.3 mg/ℓ（同A～C相当）と地点によって汚濁状況に幅がある。

また、全窒素、全りんについては、湖山池及び東郷池は、全窒素、全りんともV類型相当、多鯨ヶ池は全窒素Ⅳ相当、全りんⅡ相当、中海は全窒素、全りんともⅣ～Ⅴ相当であり、湖山池、東郷池、中海で富栄養化が進んでいる。

〔海域〕

美保湾はCOD（75%値）1.1～2.1 mg/ℓと海域の類型A～Bに相当しており、また、本県の日本海沿岸海域は<0.5～1.7 mg/ℓ（同A相当）と全域で清浄な水質を保持している。

なお、県内の19海水浴場はすべて環境庁の判定基準による「快適」な海水浴場にランクされている。

表51 BOD又はCODの概要及び環境基準適合状況

水域名	地点名	BOD 年平均値 (mg/ℓ)	環境基準適合状況				
			あてはめて いる類型	適合率 (%)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	相当する 類型	
〔河川〕 (一級河川) 千代川水域	千代川	賀行	1.3	A	91.7	1.5	A
		露徳	1.2	A	100	1.4	A
		源太	1.0	AA	58.3	1.2	A
		稲橋	1.0	AA	75.0	1.0	AA
		常貫	0.8	AA	83.3	0.9	AA
		佐瀬	1.2	AA	58.3	1.4	A
		市毛	1.2	AA	33.3	1.3	A
	八東川	米岡	1.2	—	—	1.5	A
		万代	1.2	—	—	1.6	A
		岸野	0.9	—	—	1.0	AA
	私都川	下門	1.1	—	—	1.3	A
		佐治川	1.2	—	—	1.3	A
	天神川水系	天神川	1.1	A	91.7	1.3	A

水域名	地点名	BOD又はCOD 年平均値 (mg/l)	環境基準適合状況			
			あてはめて いる類型	適合率 (%)	BOD又はCOD 75%値 (mg/l)	相当する 類型
天神川 小鴨川 三徳川 加茂川 日野川水系 日野川	田原泉鴨城町金西手柴	1.2	A	93.3	1.4	A
		0.7	AA	100	0.8	AA
		0.5	AA	100	0.5	AA
		0.6	AA	100	0.6	AA
		0.7	—	—	0.8	AA
		0.6	—	—	0.7	AA
		0.6	—	—	0.6	AA
		0.6	—	—	0.6	AA
		0.9	—	—	1.1	A
		0.7	—	—	0.7	AA
日野川	生尾幡口庫榎山戸市寺尾	0.5	—	—	0.6	AA
		0.9	A	100	1.0	AA
		1.0	A	96.7	1.2	A
		0.6	AA	91.7	0.7	AA
		0.6	AA	100	0.6	AA
		0.6	AA	100	0.7	AA
		0.6	AA	100	0.8	AA
		0.7	AA	91.7	0.7	AA
		0.6	AA	100	0.6	AA
		0.8	—	—	1.0	AA
法勝寺川 板井原川 (二級河川)	勝法高	0.7	—	—	0.8	AA
		0.6	—	—	0.6	AA
		1.0~1.8	—	—	1.1~2.1	A~B
		1.0~1.7	—	—	1.1~2.0	A
		0.9~1.5	—	—	0.7~1.5	AA~A
		1.2~1.4	—	—	1.2~1.9	A
		1.6~3.2	—	—	1.6~4.8	A~C
		0.7~1.9	—	—	0.6~1.0	AA
		<0.5~0.6	—	—	<0.5~0.5	AA
		<0.5~0.7	—	—	0.6~0.7	AA
蒲生川 塩見川 河内川 勝部川 由良川 加勢蛇川 阿弥陀川 佐陀川 (都市河川)	3 地点	2.6~5.4	—	—	3.2~6.6	C~D
		0.8~1.9	—	—	1.0~2.2	AA~Eより悪い
		8.8~1.1	—	—	9.5~1.1	E~Eより悪い
		5.7~6.2	A	0	6.1~8.5	C~Cより悪い
		3.9~4.4	A	25.0~33.3	4.8~5.7	B~C
		3.2~3.5	—	—	3.3~3.8	B
		2.3~4.7	A	8.3~83.3	2.6~5.3	A~C
		1.1~1.9	A	58.3~100	1.1~2.1	A~B
		1.4	B	100	1.8	A
		<0.5~1.3	A	100	<0.5~1.7	A
日本海沿岸 海水浴場	8 地点 19 地点	0.6~1.8	(A)	100	0.7~2.0	A

(備考：海水浴場については、開設期間内に測定した「遊泳区域」の水質を示す。)

(注) 適合率(%)  $\frac{\text{環境基準に適合した日数}}{\text{総測定日数}} \times 100$

適合率が75%以上の場合、環境基準に適合しているものとする。(環境庁通達)  
75%値 年間のy個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の(y×0.75)番目(その数が整数でない時は、直近上位の整数)の数値をいい環境基準の水域類型あてはめに係る水質値を示す。

〔例〕 A地点の測定値(平均値)が下記の場合

6.0 6.1 6.2 6.5 6.7 6.8 6.8 7.0 7.5 8.0  
75%値 = 1.0 0.75 = 7.5 → 8番目の値 7.0

表5 2 全窒素、全りん的环境基準適合状況

水域名	あてはめて いる環境 基準類型	そ の 他 の 測 定 地 点						
		地 点 名	全 窒 素 年平均値 (mg/l)	環境基準 適合率 (%)	相当する 環境基準 類 型	全 り ん 年平均値 (mg/l)	環境基準 適合率 (%)	相当する 環境基準 類 型
湖山池	—————	布勢地先	0.75		V	0.061		V
		堀越地先	0.74		V	0.056		V
		中央部	0.90		V	0.061		V
		松原地先	0.84		V	0.064		V
東郷池	—————	下浅津地先	0.85		V	0.056		V
		中央部	0.87		V	0.056		V
		野花地先	0.89		V	0.065		V
		松崎地先	0.87		V	0.058		V
多鯨池	—————	西 部	0.46		IV	0.008		II
		東 南 部	0.46		IV	0.009		II
		北 部	0.49		IV	0.009		II
中 海	Ⅲ (全窒素 0.4mg/l以下) (全りん 0.03mg/l以下)	境水道中央部	0.48	25.0 (50.0)	IV	0.050	12.5 (45.8)	IV
		小篠津町地先	0.55	16.7 (58.3)	IV	0.046	16.7 (58.3)	IV
		葭津地先	0.55	16.7 (41.7)	IV	0.052	8.3 (45.8)	V
		米子湾中央部	0.80	0 (58.3)	V	0.074	0 (70.8)	V
		美保飛行場 地 先	0.50	25.0	IV	0.048	8.3	IV
		彦名町地先	0.62	0	V	0.063	8.3	V
		旧加茂川 河口地先	0.90	0	V	0.085	0	V
		新加茂川 河口地先	0.85	0	V	0.078	0	V

(注) 評価方法 表層の年間平均値により行うものとする。(環境庁水質保全局長通達)

適合率 (環境基準に適合した検体数/総検体数) × 100

環境基準適合率、環境基準適合状況の( )は暫定目標に対する適合率、適合状況である。

( 暫定目標 中海中央部 全窒素 0.50 mg/l 全りん 0.045 mg/l  
 米子湾中央部 全窒素 0.85 mg/l 全りん 0.080 mg/l  
 境水道中央部、小篠津地先、葭津地先については中海中央部の暫定目標により評価 )

表5 3 生活環境の保全に関する環境基準（昭46.12.28環境庁告示第59号）

1 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級 特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 湖 沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境の保全  
 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2 3級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級 ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 2級 サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 3級 コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 2級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産Ⅰ種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3. 水産1種 サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種 ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種 コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## 3 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	油 分
A	水産1級・水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1級 マタイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 " 2級 ポフ、ノリ等の水産生物用  
 3. 環 境 保 全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 水 域 別

ア 河 川

(ア) 三 代 河 川

千代川水域

千代川は有富川との合流点（河口から約7km上流）から上流は、河川類型AA、下流は類型Aの環境基準が指定されており、BOD（75%値）でみれば、類型AAの源太橋、市瀬及び毛谷の3地点で環境基準に適合していないが、他の地点は環境基準に適合している。その他の項目について、それぞれの指定類型に対する環境基準適合率を見ると類型AAの水域ではDO100%、SS100%、大腸菌群数0%、類型Aの水域でDO92%、SS100%、大腸菌群数8%となっている。

各河川の水質の状況をBODについて見れば、千代川は0.8～1.3mg/lと清浄であり、千代川に流入する八東川、私都川、佐治川も0.9～1.2mg/lと極めて清浄な水質を維持している。

水質の汚濁状況（BOD）を前年度と比較してみると、千代川及び流入河川である八東川、私都川、佐治川とも前年度とほぼ同程度であり、この水系の水質の経年変化を見るとほぼ横ばいで推移している。

（注）各河川の水質経年変化、環境基準適合率の詳細については資料20を参照のこと。）

表54 測定結果

河川名	指定類型	地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	60年度 BOD (mg/l)	
千代川水系	A	賀露	12	7.1	9.4	1.3 (1.5)	8	$7.9 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^4$	1.2	
	A	行徳	12	7.3	10	1.2 (1.4)	7	$1.2 \times 10^3 \sim 2.7 \times 10^4$	1.1	
	AA	源太橋	12	7.0	10	1.0 (1.2)	3	$4.6 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	1.0	
	AA	稲常	12	7.3	10	1.0 (1.0)	5	$4.9 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	0.8	
	AA	佐貫	12	6.9	11	0.8 (0.9)	4	$4.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	1.0	
	AA	市瀬	12	6.9	10	1.2 (1.4)	4	$4.9 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$	1.3	
	AA	毛谷	12	6.9	10	1.2 (1.3)	2	$3.3 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$	0.9	
	八東川	—	米岡橋	12	6.9	11	1.2 (1.5)	2	$1.1 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^4$	1.0
		—	万代寺	12	7.0	11	1.2 (1.6)	1	$1.3 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	1.0
		—	岸野	12	6.8	10	0.9 (1.0)	1	$1.1 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	0.9
私都川	—	下門尾	12	6.9	11	1.1 (1.3)	3	$3.3 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.9	
佐治川	—	別府	12	6.9	10	1.2 (1.3)	3	$7.0 \times 10^2 \sim 7.0 \times 10^3$	1.0	

( )内は75%値

(測定地点図)  
〔千代川〕

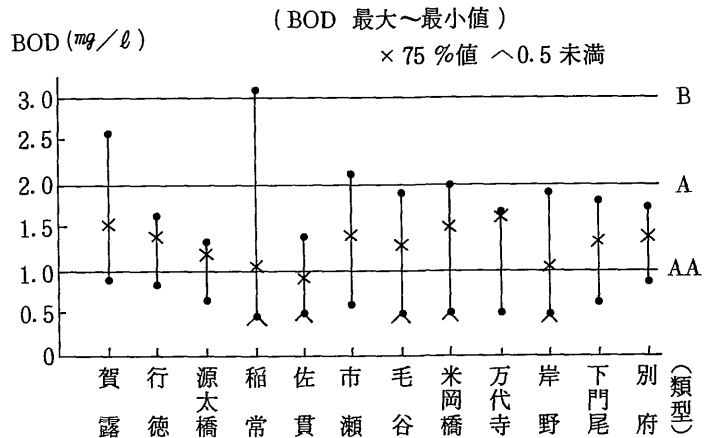
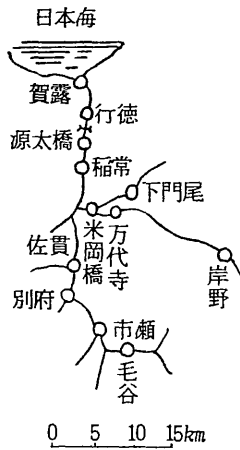


表55 経年変化

水域名	地点名	B O D 年 平 均 値 (mg/l)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
千代川水系 千代川	賀露	1.5	→ 2.0	⇔ 1.5	1.5	⇔ 1.2	1.3
	行徳	0.9	1.0	1.1	1.0	1.1	1.2
	源太寺	0.9	0.9	1.1	1.1	1.0	1.0
	稲常	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	1.0
	佐貫	0.8	0.9	0.9	0.8	1.0	0.8
	市瀬	0.7	→ 1.1	1.1	1.1	1.3	1.2
八東川	毛谷	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	→ 1.2
	米岡橋	0.8	1.0	1.0	0.9	1.0	1.2
	万代寺	0.8	→ 1.1	1.0	0.9	1.0	1.2
私都川	岸野	0.6	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9
	下門尾	0.9	1.0	1.2	⇔ 0.9	0.9	1.1
佐治川	別府	0.7	0.9	0.9	1.0	1.0	1.2

(注) ⇔ 前年度に比べ良かったもの      → 前年度に比べ悪化したもの

天神川水系

天神川は小鴨川合流点(河口から約7km上流)から上流は、河川類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、BOD(75%値)でみれば類型A及びAAの水域の全地点で環境基準に適合している。また、両水域ともDO、SSはほとんど環境基準に適合しているが、大腸菌群数の適合率は0%である。水質の状況をBODで見れば、天神川(0.5~1.2mg/l)、及び天神川に流入する小鴨川(0.6~0.7mg/l)、三徳川(0.7~0.9mg/l)とも清浄である。

本水系の汚濁状況(BOD)を前年度と比較すると、天神川、小鴨川、三徳川ともほぼ同程度であり、経年的な水質の変化を見ても水系全体としてはほぼ同程度の水質で推移している。



表56 測定結果

水域名	指定 類型	地点名	測定 日数	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	60年度 BOD (mg/l)	
天神川水系	A	田後	12	7.2	9.4	1.1 (1.3)	4	$1.3 \times 10^3 \sim 2.9 \times 10^4$	1.4	
			30	7.3	10	1.2 (1.4)	7	$1.7 \times 10^3 \sim 3.3 \times 10^4$	1.1	
	AA	大原	12	7.3	11	0.7 (0.8)	4	$1.4 \times 10^3 \sim 4.6 \times 10^4$	0.6	
			12	7.4	11	0.5 (0.5)	3	$3.3 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$	0.6	
			12	7.4	10	0.6 (0.6)	3	$1.1 \times 10^2 \sim 6.4 \times 10^3$	0.6	
	-	巖城	12	7.3	11	0.7 (0.8)	6	$2.3 \times 10^3 \sim 7.9 \times 10^4$	0.8	
			12	7.4	10	0.6 (0.7)	4	$1.3 \times 10^3 \sim 1.3 \times 10^4$	0.6	
			12	7.4	11	0.6 (0.6)	5	$1.7 \times 10^3 \sim 1.7 \times 10^4$	0.6	
			12	7.4	10	0.6 (0.6)	2	$1.4 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	0.5	
	国府川	-	福光	12	7.4	11	0.7 (0.9)	9	$1.3 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^5$	0.7
	三徳川	-	横手	12	7.4	11	0.9 (1.1)	4	$2.2 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^4$	0.8
				12	7.3	9.9	0.7 (0.7)	2	$3.3 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	0.7
加茂川	-	森	12	7.3	10	0.5 (0.6)	3	$3.3 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.6	

( )内は75%値

(測定地点図)

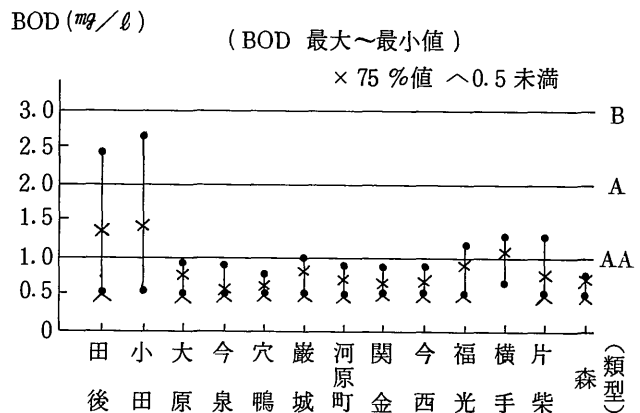
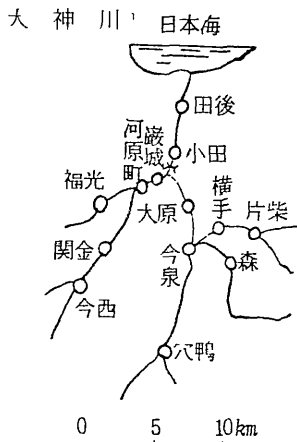


表57 経年変化

水域名	地点名	B O D 年 平 均 値 (mg/l)						
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	
天神川水系	天神川	田後	1.2	→ 1.6	⇔ 1.1	1.0	→ 1.4	⇔ 1.1
		小田	1.2	→ 1.9	⇔ 1.4	1.4	⇔ 1.1	1.2
	大原	大原	0.7	→ 1.1	⇔ 0.8	0.7	0.6	0.7
		今泉	0.6	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5
		穴鴨	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
小鴨川	巖城	巖城	0.9	→ 1.4	⇔ 0.8	0.7	0.8	0.7
		河原町	0.6	→ 1.0	⇔ 0.7	0.6	0.6	0.6
	関金	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	
三徳川	横手	今西	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6
		片柴	0.9	→ 1.2	⇔ 0.9	⇔ 0.7	0.8	0.9
加茂川	森	0.7	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	
			0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5

日野川水系

日野川は日野橋（河口から約3 km上流）から上流は河川類型A A、下流は類型Aの環境基準が定められており、BOD（75%値）でみれば類型A及びA A水域の全地点で環境基準に適合している。BOD以外の項目の環境基準適合率を見ると、類型AAの水域では、DO、SS 100%、大腸菌群数0%、類型Aの水域では、DO 95%、SS 86%、大腸菌群数17%となっている。

この水系の水質の状況（BOD）は、日野川（0.6~1.0 mg/l）、及び法勝寺川（0.7~1.8 mg/l）、板井原川（0.6 mg/l）とも、清浄な水質であるといえる。

水質の状況をBODで前年度と比較すると、日野川、法勝寺川ともほぼ同程度であり、経年的に見ても、この水系の水質はいずれも大幅な変化は認められず、ほぼ横ばいの水質を保っている。

表58 測定結果

水域名	指定類型	地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100 ml)	60年度 BOD (mg/l)	
日野川水系	A	皆生	12	7.2	9.7	0.9 (1.0)	10	$2.3 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^4$	1.2	
	A	車尾	30	7.4	10	1.0 (1.2)	17	$4.6 \times 10^2 \sim 2.9 \times 10^4$	1.1	
	AA	八幡	12	7.5	10	0.6 (0.7)	5	$2.2 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$	0.7	
	AA	溝口	12	7.2	10	0.6 (0.6)	5	$1.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$	0.8	
	AA	武庫	12	7.4	10	0.6 (0.7)	9	$2.7 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.7	
	AA	下榎	12	7.2	10	0.6 (0.8)	5	$1.3 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$	0.6	
	AA	生山	12	7.5	11	0.7 (0.7)	4	$2.7 \times 10^2 \sim 7.0 \times 10^3$	0.6	
	AA	矢戸	12	7.3	11	0.6 (0.6)	3	$6.8 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	0.6	
	法勝寺川	—	福市	12	7.3	9.9	0.8 (1.0)	9	$2.2 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	1.0
	—	—	法勝寺	12	7.3	10	0.7 (0.8)	5	$4.9 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^5$	0.7
板井原川	—	高尾	12	7.4	10	0.6 (0.6)	2	$4.0 \times 10^2 \sim 1.4 \times 10^3$	0.5	

( )内は75%値

(測定地点図)

(日野川)



BOD (mg/l)

(BOD 最大~最小値)

× 75%値 ~ 0.5未満

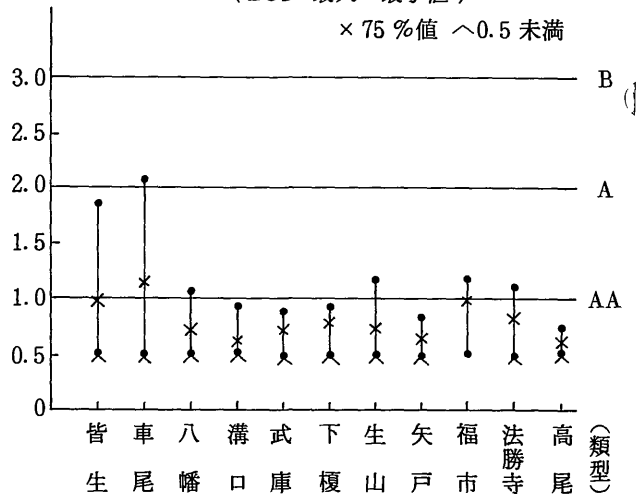


表59 経年変化

水域名	地点名	BOD年平均値 (mg/ℓ)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
日野川水系 日野川	皆生	1.3	1.2	1.0	1.2	1.2	⇒ 0.9
	車尾	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0
	八幡	1.0	1.0	1.0	1.0	⇒ 0.7	0.6
	溝口	1.1	1.1	0.9	0.8	0.8	0.6
	武庫	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6
	下榎	0.8	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6
	生山	0.9	0.7	→ 1.0	0.8	0.6	0.7
	矢戸	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6
法勝寺川	福市	1.2	1.4	⇒ 1.1	1.2	1.0	0.8
	法勝寺	0.9	→ 1.2	1.0	0.9	0.7	0.7
板井原川	高尾	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6

(イ) 都市河川

旧袋川(鳥取市)の水質は、BOD(75%値)3.2~6.6 mg/ℓ(河川類型C~D相当)と汚濁しているが、前年度の測定結果と比較すると下流部で若干良くなっている。

玉川(倉吉市)は、上流部の八幡町(1.0 mg/ℓ)を除いて4.4~2.2 mg/ℓ(河川類型C~Eより悪い)と依然として汚濁しており特に宮川町、西仲町の各地点が著しい。前年度と比較すると同程度である。

旧加茂川(米子市)は9.5~1.1 mg/ℓ(河川類型E~Eより悪い)と全水域で汚濁している。また、前年度と比較すると、特に下流部で良くなっている。

これらの都市河川の経年変化(昭和56年度~61年度)を見ると旧袋川、玉川、旧加茂川とも年により変動はあるもののほぼ横ばいの水質で推移している。

表60 測定結果

河川名	指定 類型	地点名	測定 日数	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	60年度 BOD (mg/ℓ)
旧袋川	—	浜坂	12	7.0	7.6	3.0(3.7)	20	7.9×10 <sup>2</sup> ~ 7.9×10 <sup>4</sup>	3.4
	—	弁天橋	12	6.9	7.9	2.6(3.2)	16	4.9×10 <sup>3</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	3.4
	—	丸山橋	12	6.8	6.4	3.7(4.2)	11	1.1×10 <sup>4</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	4.8
	—	出合橋	24	7.0	7.2	3.7(3.4)	16	4.6×10 <sup>3</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	3.5
	—	若桜橋	12	6.8	7.8	4.0(4.9)	17	7.9×10 <sup>3</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	3.3
	—	吉方橋	24	7.0	7.9	5.4(6.6)	10	3.3×10 <sup>3</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	4.5
	—	三洋大橋	6	7.2	9.4	3.4(6.4)	16	2.7×10 <sup>2</sup> ~ 7.9×10 <sup>3</sup>	3.6
玉川	—	巖城	12	7.0	8.3	4.3(4.4)	11	2.2×10 <sup>4</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	4.6
	—	宮川町	12	7.0	4.7	18(19)	13	2.2×10 <sup>5</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	14
	—	西仲町	12	7.1	7.2	19(22)	10	1.8×10 <sup>4</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	20
	—	余戸谷町	12	7.2	8.9	7.0(10)	6	1.1×10 <sup>4</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	5.5
	—	八幡町	12	7.3	10	0.8(1.0)	3	4.9×10 <sup>2</sup> ~ 3.3×10 <sup>4</sup>	0.9
旧加茂川	—	灘町橋	12	6.9	5.6	11(10)	13	2.3×10 <sup>2</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	9.7
	—	天神橋	12	7.0	6.5	9.3(9.8)	21	2.3×10 <sup>2</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	13
	—	旭橋	12	7.0	7.0	10(11)	17	2.3×10 <sup>2</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	13
	—	土橋	12	7.0	7.4	9.8(11)	17	2.3×10 <sup>2</sup> ~ 2.4×10 <sup>5</sup>	2.3
—	加茂川橋	12	7.0	8.2	8.8(9.5)	18	2.3×10 <sup>2</sup> ~>2.4×10 <sup>5</sup>	2.7	

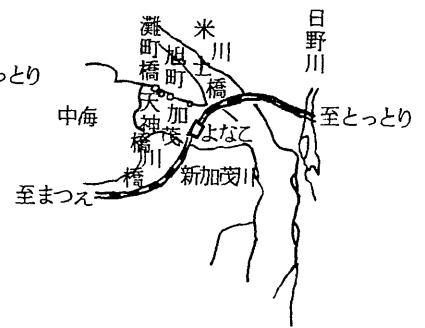
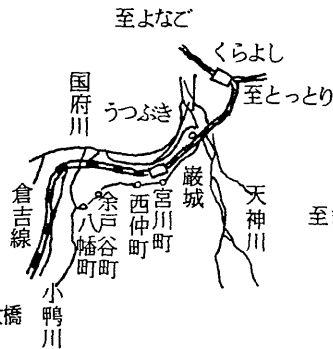
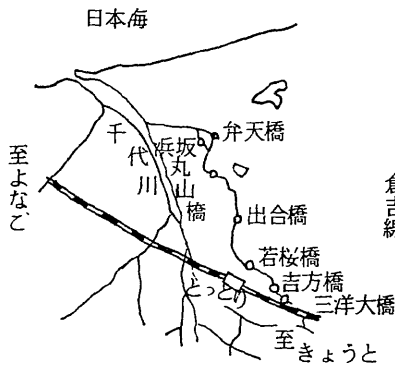
( )内は75%値

(測定地点図)

(旧袋川)

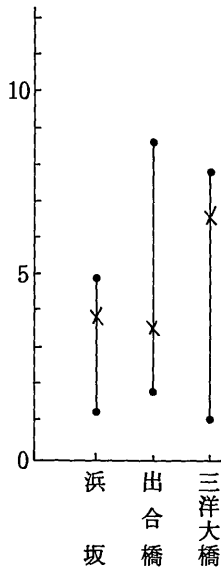
(玉川)

(旧加茂川)

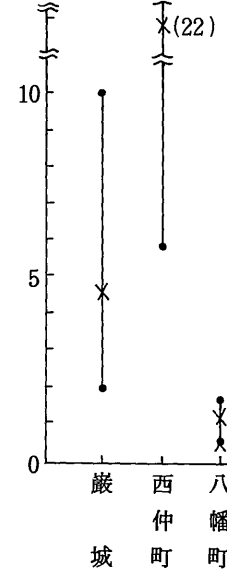


(BOD 最大~最小値)  
× 75%値  
へ0.5未満

BOD  
(mg/l)



BOD  
(mg/l)



BOD  
(mg/l)

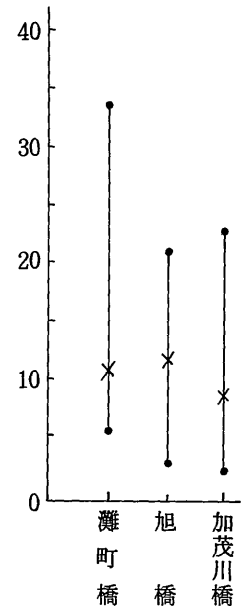


表61 経年変化

水域名	地点名	BOD年平均値 (mg/l)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
旧袋川	7地点	3.1~5.5	3.2~5.2	2.8~5.7	3.2~5.0	3.3~4.8	2.6~5.4
玉川	5地点	0.8~16	1.1~16	⇒ 0.8~11	⇒ 0.6~11	⇒ 0.9~20	0.8~19
旧加茂川	5地点	7.1~12	7.4~12	6.7~15	⇒ 9.3~24	9.7~27	⇒ 8.8~11

㉞) 二級河川

県内の主要二級河川8河川について、それぞれ各3地点の測定結果を見ると、加勢蛇川、阿弥陀川及び佐陀川はBOD(75%値)1mg/ℓ以下(河川類型AA相当)と極めて清浄な水質であり、他の河川も一部の地点を除きおおむね清浄な水質を維持している。

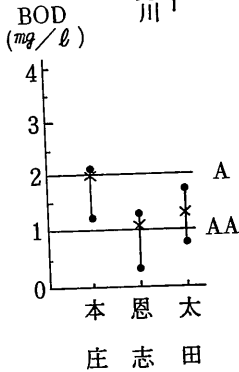
各河川の水質について、前年度との対比を見ると、全般に同程度あるいは良くなっている  
また、これらの河川の経年変化は、ほぼ横ばい状態で推移している。

表62 測定結果

河川名	指定 類型	地点名	測定 日数	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	60年度 BOD (mg/ℓ)
蒲生川	—	本庄	4	7.0	9.6	18(21)	6	1.1×10 <sup>3</sup> ~ 1.7×10 <sup>4</sup>	1.9
	—	恩志	4	6.9	10	10(11)	3	1.4×10 <sup>3</sup> ~ 2.4×10 <sup>4</sup>	1.0
	—	太田	4	6.9	10	12(14)	2	7.0×10 <sup>2</sup> ~ 2.2×10 <sup>3</sup>	1.2
塩見川	—	細川	4	6.9	8.2	15(18)	9	1.1×10 <sup>3</sup> ~ >2.4×10 <sup>5</sup>	2.5
	—	海士	4	6.7	5.3	17(20)	4	4.6×10 <sup>2</sup> ~ 7.9×10 <sup>3</sup>	2.5
	—	箭溪	4	6.9	9.8	10(11)	4	3.3×10 <sup>2</sup> ~ 2.4×10 <sup>4</sup>	1.0
河内川	—	宝木	4	6.8	10	12(14)	5	4.9×10 <sup>2</sup> ~ 1.1×10 <sup>4</sup>	1.4
	—	宿	4	7.1	10	15(15)	2	1.7×10 <sup>3</sup> ~ 2.8×10 <sup>4</sup>	1.1
	—	来日	4	7.0	10	09(07)	1	2.2×10 <sup>2</sup> ~ 4.9×10 <sup>3</sup>	0.8
勝部川	—	青谷	4	7.1	8.6	14(12)	8	1.1×10 <sup>4</sup> ~ 1.6×10 <sup>5</sup>	3.9
	—	吉川	4	6.9	10	12(13)	4	1.1×10 <sup>3</sup> ~ 2.8×10 <sup>4</sup>	1.0
	—	善田	4	6.9	9.6	14(19)	7	4.9×10 <sup>3</sup> ~ 3.5×10 <sup>4</sup>	1.9
由良川	—	瀬戸	4	7.1	7.7	17(16)	8	4.9×10 <sup>3</sup> ~ 1.3×10 <sup>4</sup>	2.2
	—	穴沢	4	7.2	9.7	16(18)	7	7.9×10 <sup>2</sup> ~ 1.7×10 <sup>4</sup>	1.8
	—	亀谷	4	7.2	8.1	32(48)	3	7.9×10 <sup>3</sup> ~ 5.4×10 <sup>4</sup>	3.0
加勢蛇川	—	上伊勢	4	7.4	10	19(10)	5	7.9×10 <sup>2</sup> ~ 2.4×10 <sup>4</sup>	1.1
	—	八反田	4	7.4	9.9	07(06)	2	4.3×10 <sup>2</sup> ~ 7.9×10 <sup>3</sup>	0.6
	—	三本杉	4	7.5	10	07(07)	1	1.1×10 <sup>2</sup> ~ 7.2×10 <sup>2</sup>	0.8
阿弥陀川	—	所子	4	7.1	9.1	06(<05)	2	1.8×10 ~ 4.9×10 <sup>2</sup>	0.8
	—	坊領	4	7.3	9.9	<05(<05)	1	1.8×10 ~ 7.2×10 <sup>2</sup>	0.8
	—	原	4	7.3	10	06(05)	3	<1.8×10 ~ 3.3×10 <sup>3</sup>	0.9
佐陀川	—	佐陀	4	7.2	10	07(07)	5	4.9×10 <sup>2</sup> ~ 1.7×10 <sup>4</sup>	1.1
	—	吉長	4	6.8	10	06(05)	4	2.8×10 <sup>3</sup> ~ 7.9×10 <sup>3</sup>	1.0
	—	福万	4	7.2	10	06(<05)	7	2.7×10 <sup>2</sup> ~ 1.3×10 <sup>3</sup>	0.9

( )内は75%値

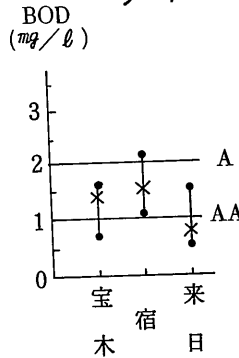
(測定地点図)  
〔蒲生川〕〔塩見川〕



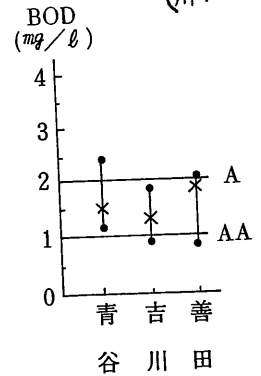
0 5 10 km

(BOD 最大~最小値)  
× 75%値  
~ 0.5 未満

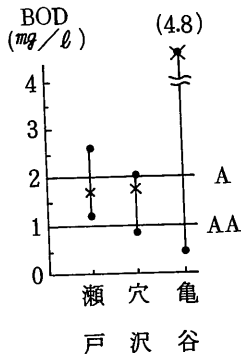
〔河内川〕



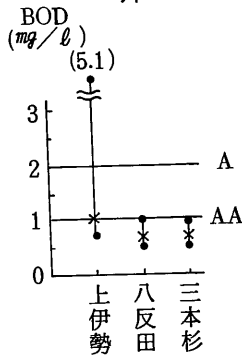
〔勝部川〕



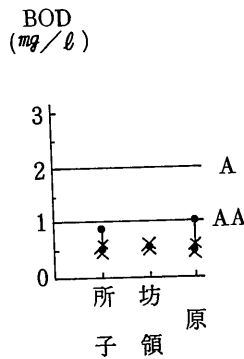
〔由良川〕



〔加勢蛇川〕



〔阿弥陀川〕



〔佐陀川〕

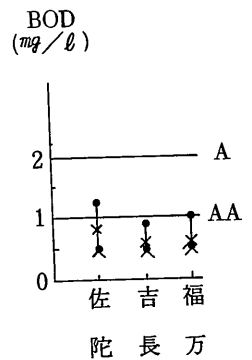
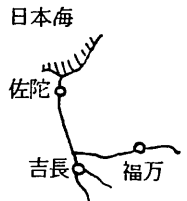


表63 経年変化

水域名	地点名	BOD年平均値 (mg/l)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
蒲生川	3地点	0.6~0.7	0.7~0.9	⇒ 1.2~1.3	0.9~1.4	⇒ 1.0~1.9	1.0~1.8
塩見川	"	0.6~1.2	0.8~1.0	⇒ 1.1~1.8	⇒ 1.4~2.1	1.0~2.5	⇒ 1.0~1.7
河内川	"	0.6~1.0	0.8~1.1	⇒ 1.1~2.3	⇒ 1.1~1.7	⇒ 0.8~1.4	0.9~1.5
勝部川	"	0.8~2.0	⇒ 11~20	1.0~1.6	⇒ 1.3~2.1	⇒ 1.0~3.9	⇒ 1.2~1.4
由良川	"	1.4~2.0	1.2~2.0	1.2~2.1	⇒ 0.9~2.0	⇒ 1.8~3.0	1.6~3.2
加勢蛇川	"	0.6~0.9	0.7~0.8	0.6~0.7	0.5~0.6	⇒ 0.6~1.1	⇒ 0.7~1.9
阿弥陀川	"	0.6~0.9	0.6~0.7	⇒ 0.9~2.1	⇒ 0.8~1.0	0.8~0.9	⇒ <0.5~0.6
佐陀川	"	0.9~1.2	0.8~1.1	⇒ 1.1~1.6	⇒ 1.0~1.1	0.9~1.1	⇒ 0.6~0.7

イ 湖 沼

(7) 湖 山 池

湖山池は、環境基準の湖沼類型 A が定められているが、COD (75%値) は 6.1~8.5 mg/ℓ と 4 地点とも環境基準に適合しておらず、類型 C~C 以下に相当している。その他の項目について環境基準適合率をみると、DO 96%、SS 25%、大腸菌群数 73% となっている。COD について前年度の水質と比較すると、調査地点により多少の差はあるもののほぼ同程度であり、経年的に見てもほぼ同程度で推移している。湖中央部(上層)の全磷(T-P)は年により多少の変動はあるものの同程度で推移しているが、全窒素(T-N)は年により大きく変動している。

表64 測定結果

地点番号 及び地点名	測定 日数	pH	DO (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN 100 ml)	全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)	60年度 COD (mg/ℓ)
①布勢地先	12	8.0	9.2	5.9 (68)	15	$4.8 \times 10^3$ ~ $2.3 \times 10^3$	0.75	0.061	5.9
②堀越地先	12	8.0	9.3	5.7 (61)	13	$9.0 \times 10^3$ ~ $8.1 \times 10^3$	0.74	0.056	6.1
③中央部	12	7.9	9.3	6.2 (8.4)	14	$3.6 \times 10^3$ ~ $7.2 \times 10^2$	0.90	0.061	6.0
④松原地先	12	7.9	9.0	6.0 (8.5)	16	$1.8 \times 10^2$ ~ $1.8 \times 10^4$	0.84	0.064	6.1



( )内は75%値

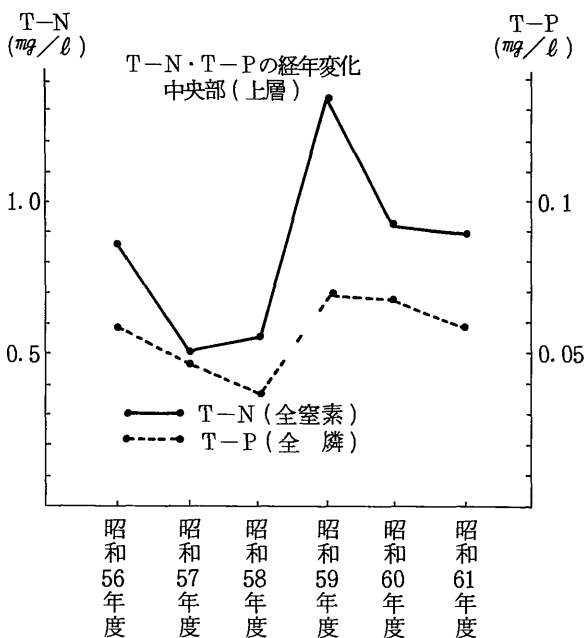
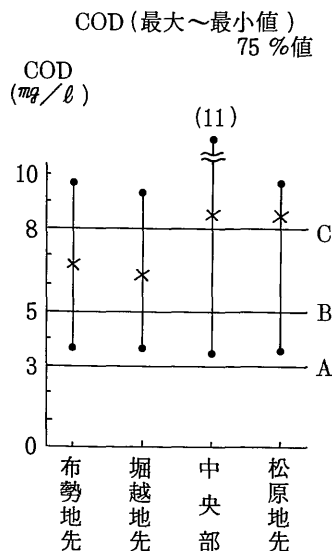


表65 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/ℓ)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
湖山池	4地点	4.9~5.7	⇒ 4.3~4.8	⇒ 5.2~5.5	⇒ 5.6~7.9	5.9~6.1	5.7~6.2

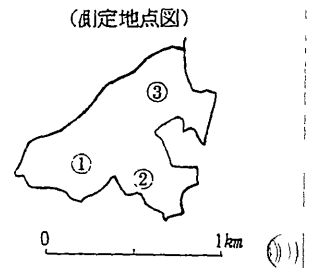
(イ) 多鯨ヶ池

多鯨ヶ池は、環境基準の類型指定がなされていないが、COD (75%値) で見ると3.3~3.8 mg/lと湖沼類型Bに相当している。

水質は、池全体が平均して若干汚濁しており、経年的にはほぼ同程度の水質で推移している。湖内の3地点を平均した全窒素 (T-N) 及び全磷 (T-P) についてみると前年度とほとんど変化は見られない。

表66 測定結果

地点番号及び地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (NPM/100 ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	60年度COD (mg/l)
① 西部	4	6.7	7.5	3.2 (3.3)	5	9.6 ~6.3×10 <sup>2</sup>	0.46	0.008	3.3
② 東南部	4	6.9	9.6	3.4 (3.4)	5	5.4 ~1.1×10 <sup>2</sup>	0.46	0.009	3.0
③ 北部	4	6.8	8.7	3.5 (3.8)	6	4.6×10 ~3.6×10 <sup>2</sup>	0.49	0.009	3.1



( )内は75%値

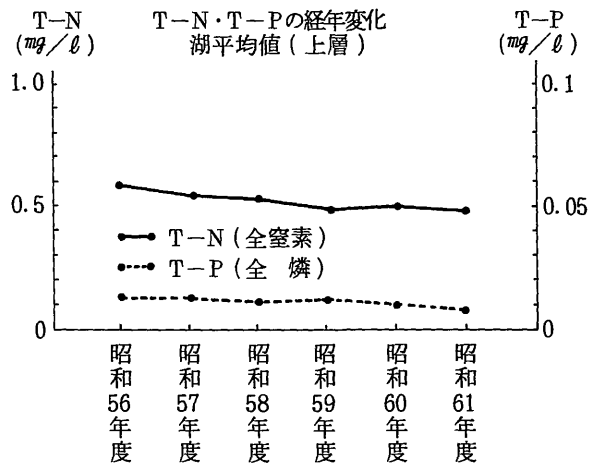
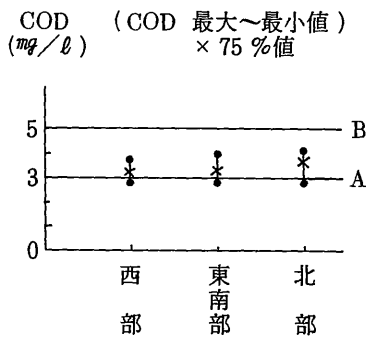


表67 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
多鯨ヶ池	3地点	3.6~3.9	3.5~3.9	⇒ 3.2~3.4	⇒ 3.5~3.9	⇒ 3.0~3.3	3.2~3.5

(ウ) 東郷池

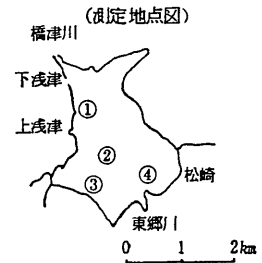
東郷池は、環境基準の湖沼類型Aが定められているが、COD (75%値) でみると、4.6~5.7 mg/lと4地点とも環境基準に適合しておらず、類型B~C相当と汚濁している。また、その他の項目の環境基準適合率は、DO 92%、SS 25%及び大腸菌群数56%となっている。

本湖の水質は、湖全体でほとんど均一であり、経年的にはほぼ同程度の水質で推移している。また、中央部の全窒素 (T-N) 及び全磷 (T-P) についても年により変動はあるものの同程度で推移している。



表68 測定結果

地点番号 及び地点名	測定 日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	60年度 COD (mg/l)
①下浅津地先	12	8.2	9.5	4.1 (5.0)	10	$8.7 \times 10^4$ ~ $1.1 \times 10^4$	0.85	0.056	4.2
②中央部	12	8.1	9.2	3.9 (5.0)	9	$4.0 \times 10^4$ ~ $1.6 \times 10^3$	0.87	0.056	4.3
③野花地先	12	8.0	9.5	4.4 (5.7)	9	$6.7 \times 10^4$ ~ $7.3 \times 10^3$	0.89	0.065	4.3
④松崎地先	12	8.2	9.1	4.0 (4.8)	10	$4.9 \times 10^2$ ~ $4.5 \times 10^4$	0.87	0.058	4.2



( )内は75%値

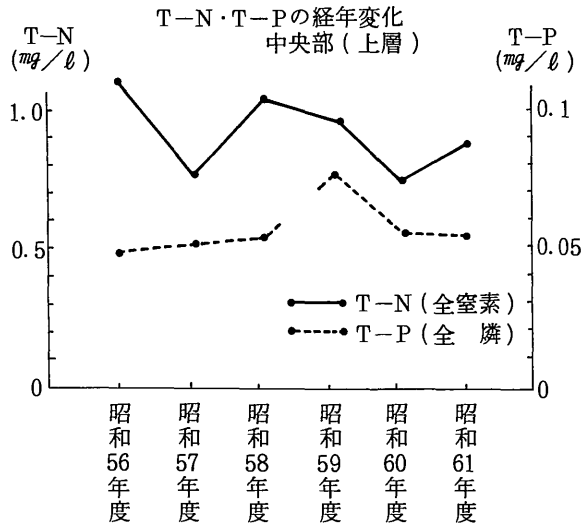
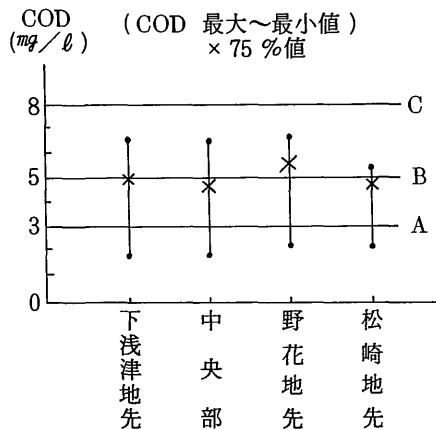


表69 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
東郷池	4地点	3.8~3.9	→ 4.8~4.9	→ 5.1~5.4	⇒ 4.6~4.7	4.2~4.3	3.9~4.4

(㊦) 中海

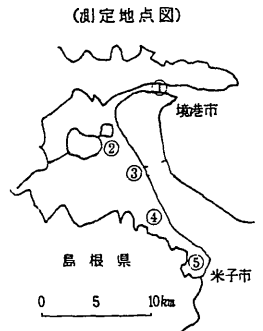
中海は湖沼類型Aの環境基準が定められている。鳥取県水域について5地点のCOD(75%値)で見ると、境水道中央部(2.6 mg/l)で類型Aに適合しているが、渡町地先(3.5 mg/l)、小篠津町地先(3.5 mg/l)、葭津地先(3.4 mg/l)、米子湾中央部(5.0 mg/l)は類型B相当となっている。他の項目の環境基準適合率を見ると、DO 52%、SS 53%、大腸菌群数 85%となっている。

前年度の水質との比較をCODについて見ると、同程度であるが、経年的に見ると近年やや良くなってきている。

全窒素(T-N)、全りん(T-P)については、類型Ⅲの環境基準に対し、類型Ⅳ~Ⅴ相当と、すべての地点で基準を満足していないが、米子湾中央部における暫定目標は適合している。(表52参照)

表70 測定結果

地点番号 及び地点名	測定 日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN 100 ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	60年度 COD (mg/l)
① 境水道 中央部	24	8.3	7.9	2.3 (2.6)	5	<2.0 ~2.8×10 <sup>3</sup>	* 0.48	0.050	1.9
② 渡町地先	24	8.3	6.9	2.9 (3.5)	6	*<2.0 ~2.2×10 <sup>2</sup>	—	—	1.7
③ 小篠津 町地先	12	8.3	7.7	2.8 (3.5)	7	1.4 ~1.2×10 <sup>3</sup>	* 0.55	0.046	2.2
④ 葭津地先	24	8.2	6.6	2.9 (3.4)	6	<2.0 ~5.6×10 <sup>2</sup>	* 0.55	0.052	2.4
⑤ 米子湾 中央部	24	8.4	9.0	4.6 (5.0)	9	<2.0 ~1.6×10 <sup>4</sup>	* 0.80	0.074	4.7



\*は測定日数12日。

( )内は75%値

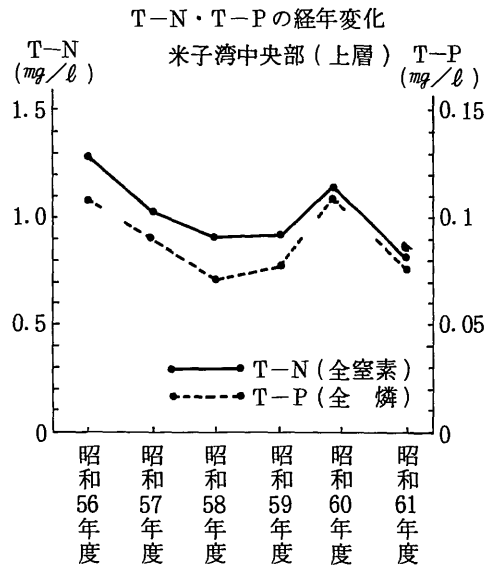
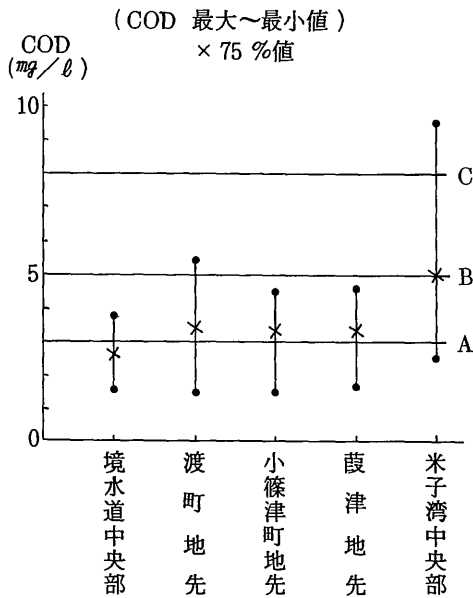
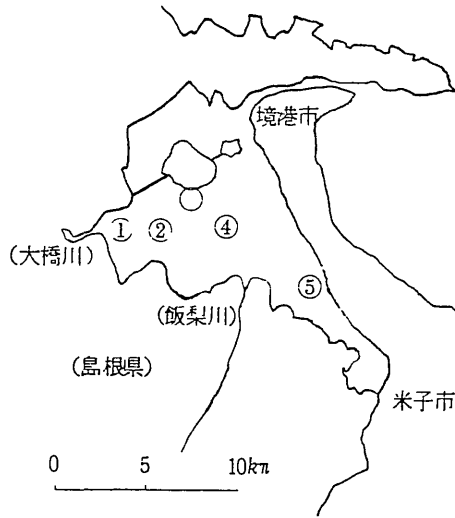


表71 経年変化

水 域 名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
中 海	5地点	2.7~6.6	⇒ 2.1~5.1	2.0~4.9	2.3~4.7	⇒ 1.7~4.7	2.3~4.6

<参考> 中海島根県水域の測定結果（建設省及び島根県測定）



地点番号 及び地点名	測定 日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	60年度 COD (mg/l)
① 大橋川 河口地先	23	8.2	7.8	3.9 (4.5)	7	3.6
② 意東鼻 地先	23	8.3	8.1	3.8 (4.3)	5	3.2
③ 中海部 中央	23	8.4	7.2	3.6 (4.4)	5	3.3
④ 飯梨川 河口地先	23	8.4	7.7	3.8 (4.4)	6	3.4
⑤ 安来港 地先	23	8.4	7.7	4.2 (5.1)	6	3.7

( )内は75%値

<参考> 諏訪湖、霞ヶ浦、琵琶湖及び児島湖の環境基準のあてはめ並びに水質汚濁の状況との比較

水域名	都道府県	類型指定 年月日	指定類型		達成期間	COD測定値 (mg/l) 平均値			
			湖沼 類型	COD		測定箇所	昭和 58年度	昭和 59年度	昭和 60年度
諏訪湖	長野	46. 5.25	A	3 mg/l 以下	5年を越える期間 で可及的速やかに	湖心	5.5 (9.4)	6.5 (8.1)	5.0 (4.8)
霞ヶ浦	茨城	47.1. 6	A	3 mg/l 以下	5年を越える期間で 可及的速やかに	"	8.2 (9.2)	8.8 (9.7)	7.6 (8.0)
琵琶湖 (北湖)	滋賀	47. 4. 6	AA	1 mg/l 以下	直ちに達成	北湖 (北小 松沖)	1.8 (2.2)	2.0 (2.5)	2.0 (2.3)
" (南湖)	"	"	"	"	5年を越える期間 で可及的速やかに	南湖 (唐崎沖 中央 湖心)	2.4 (2.6)	2.6 (3.0)	2.9 (3.3)
児島湖	岡山	46. 5.25	B	5 mg/l 以下	"	"	10 (10)	11 (11)	9.9 (10)
湖山池	鳥取	46. 9.14	A	3 mg/l 以下	5年以内	"	5.3 (6.0)	7.9 (7.4)	6.0 (7.1)
東郷池	"	"	"	"	"	"	5.1 (6.0)	4.6 (5.3)	4.3 (4.6)
中海	"	47.10.31	"	"	"	境水道 中央部	2.3 (2.9)	2.4 (2.8)	1.9 (2.2)
"	"	"	"	"	"	米子湾 中央部	4.9 (5.5)	4.7 (5.1)	4.7 (5.6)

( )内は75%値

### ウ 海 域

#### (ア) 美保湾

美保湾のうち、境港外港港湾計画水域（地点番号②）は、海域類型B、その他の水域は類型Aの基準が定められている。水質の状況をCOD（75%値）で見ると、境港市昭和町防波提燈台の北方0.2km地点（2.1 mg/l）を除く各地点で環境基準に適合しており、そのほかの項

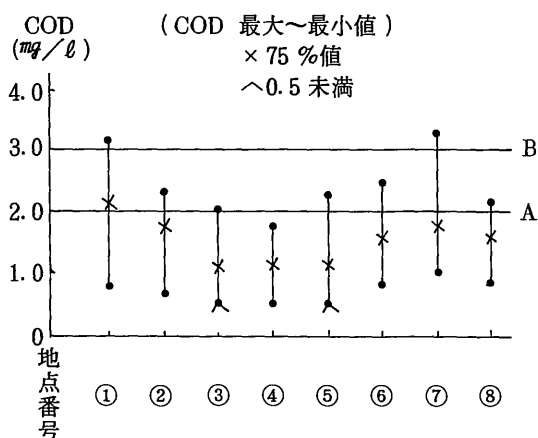
目の環境基準適合率をみると、類型Aをあてはめている水域でDO 62%、大腸菌群数93%となっている以外はすべて100%の適合率である。また、本水域では油分はすべて不検出である。

水質の変化を見ると 前年度に比べて、同程度であり、経年的にみても同程度の水質で推移している。

表72 測定結果

調査地点番号 及び地点名	指定 類型	測定 日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	油分 (mg/l)	60年度 COD (mg/l)
① 境港市昭和町防波提 燈台の北方0.2 km	A	12	8.3	7.8	1.9 (2.1)	$< 1.8 \sim 1.8 \times 10^3$	ND	1.5
② 境港市福定町地先 沖合1.0 km	B	12	8.2	7.3	1.4 (1.8)	$2.9 \sim 1.2 \times 10^4$	ND	1.1
③ 境港市福定町地先 東方4.0 km	A	12	8.2	7.6	1.1 (1.1)	$< 1.8 \sim 2.6 \times 10$	ND	0.9
④ 米子市大篠津町地先 沖合0.5 km	A	12	8.2	7.5	1.1 (1.2)	$< 1.8 \sim 1.3 \times 10$	ND	1.0
⑤ 米子市皆生地先 0.5 km	A	12	8.3	7.9	1.1 (1.2)	$< 1.8 \sim 1.8 \times 10^2$	ND	0.9
⑥ 日野川河口地先 北方1.0 km	A	12	8.2	7.9	1.4 (1.5)	$< 1.8 \sim 1.2 \times 10^3$	ND	1.1
⑦ 日野川河口地先 北東方1.0 km	A	12	8.2	7.9	1.5 (1.7)	$< 1.8 \sim 1.2 \times 10^3$	ND	1.3
⑧ 淀江町佐陀地先 0.5 km	A	12	8.2	7.9	1.4 (1.6)	$< 1.8 \sim 1.2 \times 10^3$	ND	1.3

( )内は75%値 ND 検出されず



(測定地点図)

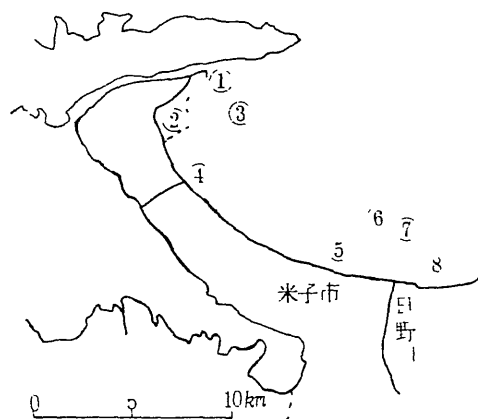


表73 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
美保湾	8地点	1.2~2.4	⇒ 0.8~1.5	0.9~1.9	⇒ 1.4~2.2	⇒ 0.9~1.5	1.1~1.9

(イ) 日本海沿岸海域

日本海沿岸海域は、海域類型Aの環境基準が定められている。水質測定は、距岸1kmの8地点で行ったが、8地点のCOD(75%値)は $<0.5\sim 1.7\text{ mg}/\ell$ ですべて環境基準に適合している。また、本海域では油分も不検出であり、清浄な水質を維持している。

昭和61年度に開設された20海水浴場について見ると、全海水浴場について各3回ずつ水質調査を行った結果、透明度1m以上、COD $2.0\text{ mg}/\ell$ 以下、ふん便性大腸菌群数100個/100ml以下、油分NDとすべて「鳥取県海水浴場整備促進要綱」で定める水質基準に適合しており、環境庁の海水浴場判定基準の「快適」ランクの水質となっている。

表74 測定結果

調査地点名	指定 類型	測定 日数	pH	DO ( $\text{mg}/\ell$ )	COD ( $\text{mg}/\ell$ )	大腸菌群数 (MPN/100ml)	油分 ( $\text{mg}/\ell$ )	昭和60年度 COD ( $\text{mg}/\ell$ )
岩美町浦富地先 1.0 km	A	3	8.2	7.3	0.8 (1.3)	$<1.8\sim 2.0$	ND	0.7
福部村湯山地先 1.0 km	A	3	8.2	7.4	0.7 (1.0)	$<1.8\sim 9.2\times 10^2$	ND	0.6
鳥取市堀越地先 1.0 km	A	3	8.3	7.4	$<0.5(<0.5)$	$<1.8\sim 2.4\times 10^2$	ND	0.6
気高町八幡地先 1.0 km	A	3	8.3	7.4	0.6 (0.6)	$<1.8$	ND	0.8
泊村泊地先 1.0 km	A	3	8.3	7.3	0.9 (1.7)	$<1.8\sim 4.0$	ND	0.6
北条町松神地先 1.0 km	A	3	8.3	7.5	1.3 (1.7)	$<1.8\sim 2.2\times 10$	ND	0.6
大栄町大谷地先 1.0 km	A	3	8.3	7.5	0.9 (0.7)	2.0~7.8	ND	0.6
中山町御崎地先 1.0 km	A	3	8.3	7.3	0.8 (1.5)	$<1.8\sim 1.1\times 10$	ND	0.6

( )内は75%値 ND 検出されず

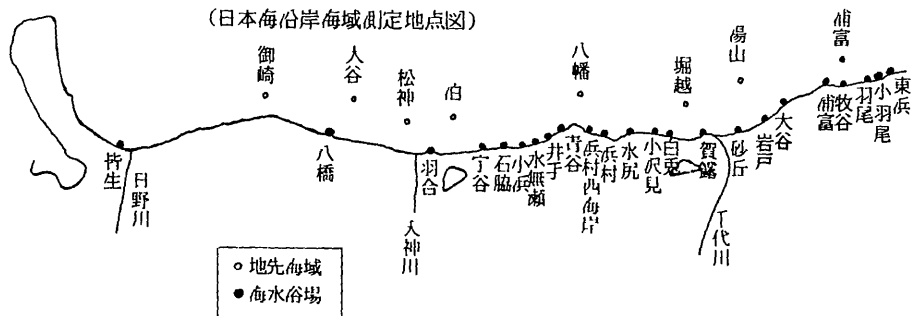
表75 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 ( $\text{mg}/\ell$ )					
		56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
日本海沿岸	8地点	0.8~1.4	0.7~1.0	0.6~1.0	0.5~0.8	0.6~0.8	$<0.5\sim 1.3$

表76 海水浴場水質調査結果

海水浴場名	採水地点数	採水回数	測定項目				
			透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	油分 (mg/l)	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)
東浜海水浴場	6	3	>1	8.2~8.3	0.6~1.0	ND	ND~3
小羽尾海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	0.5~1.2	ND	2~10
羽尾海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	<0.5~1.1	ND	ND~5
牧谷海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	0.6~1.5	ND	ND~12
浦富海水浴場	5	"	>1	8.2	0.8~1.3	ND	1~38
大谷海水浴場	開設せず	—	—	—	—	—	—
岩戸海水浴場	3	3	>1	8.2	0.7~1.6	ND	ND~13
砂丘海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	0.6~1.0	ND	ND~1
賀露海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	0.5~0.7	ND	ND
白兔海水浴場	4	"	>1	8.2~8.3	0.6~1.1	ND	1~5
小沢見海水浴場	2	"	>1	8.2~8.3	0.8~1.4	ND	ND~3
水尻海水浴場	2	"	>1	8.2~8.3	0.6~1.6	ND	ND~14
浜村海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	0.9~1.0	ND	10~21
浜村西海岸海水浴場	開設せず	—	—	—	—	—	—
青谷海水浴場	2	3	>1	8.2~8.3	0.7~0.9	ND	ND
井手海水浴場	4	"	>1	8.2~8.3	0.6~1.0	ND	ND~2
パーம்பーチミナセ	2	"	>1	8.2~8.3	0.6~1.0	ND	ND
小浜海水浴場	開設せず	—	—	—	—	—	—
石脇海水浴場	3	3	>1	8.2~8.3	0.8~1.3	ND	ND
宇谷海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	1.2~1.3	ND	2~15
ハワイ海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	0.9~1.2	ND	2~19
八橋海水浴場	3	"	>1	8.2~8.3	0.8~1.4	ND	2~13
皆生温泉海水浴場	2	"	>1	8.2	1.6~2.0	ND	ND~35

ND：検出されず



## 第2節 水質汚濁防止対策

### 1 環境基準のあてはめ

水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。この環境基準は、人の健康保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなっている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成維持するものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じて知事があてはめることとされており、県下の公共用水域のうち千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷池、中海、美保湾及び日本海沿岸海域について、表77のとおり水質汚濁に係る環境基準の水域類型のあてはめを行い、これを水質保全行政の目標としている。

表77 県内水域の環境基準あてはめ状況

水 域 名	告示年月日	類 型	環境基準の達成期間	基 準 値						
				pH	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	DO mg/l	大腸菌群数 MPN/100 ml	油 分
千代川上流（有富川との合流点から上流）	昭和46 9.14	河川 A A	直ちに達成する。	6.5～8.5	1以下		25以下	7.5以上	50以下	
天神川上流（小鴨川との合流点から上流）	"	" A A	"	"	"		"	"	"	
日野川上流（日野橋から上流）	"	" A A	"	"	"		"	"	"	
千代川下流（有富川との合流点から下流）	46 9.14	河川 A	直ちに達成する。	6.5～8.5	2以下		25以下	7.5以上	1,000以下	
天神川下流（小鴨川との合流点から下流）	"	" A	"	"	"		"	"	"	
日野川下流（日野橋から下流）	"	" A	"	"	"		"	"	"	
湖山池全域	46 9.14	湖沼 A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	6.5～8.5		3以下	5以下	7.5以上	1,000以下	
東郷池全域		" A	"	"		"	"	"	"	
斐伊川水系の中海及び境水道	47 10.31	" A	"	"		"	"	"	"	
美保湾（計画港湾施設内の海域）	48 3.20	海域 B	直ちに達成する。	7.8～8.3		3以下		5以上	—	検出されないこと。
美保湾（その他の海域）	"	" A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	7.8～8.3		2以下		7.5以上	1,000以下	検出されないこと。
鳥取県地先海域（美保湾を除く）	48 3.30	A	直ちに達成する。							

水 域 名	告示年月日	類 型		環 境 基 準 の 達 成 期 間	基 準 値	
					全 窒 素	全 り ん
斐伊川水系の中海及び境水道	61. 4. 1	湖 沼	Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。	mg/ℓ 0.4以下 暫定目標 (65年度) 0.50	mg/ℓ 0.03以下 暫定目標 (65年度) 0.045

- 注 1. 暫定目標水質は、中海中央部における平均水質とする。  
 2. 米子湾中央部の環境基準地点における暫定目標は、全窒素 0.85 mg/ℓ、全りん 0.080 mg/ℓとする。

## 2 環境基準達成のための施策

環境基準の類型あてはめを行った水域のうち、美保湾及び特に水質の改善が見られない湖山池、東郷池、中海について、環境基準を可及的速やかに達成、維持するための各種の施策を推進している。

なお、中海については、昭和58年12月に「中海水質管理計画」を策定し、総合的な対策を実施している。

表78 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策

施 策 の 名 称	対 象 水 域			
	湖 山 池	東 郷 池	中 海	美 保 湾
公共下水道の整備促進		○	○	○
工場・事業場の排水規制強化			○	○
家畜の飼養施設の適正な維持管理の強化	○	○	○	○
し尿処理施設、し尿浄化槽等の適正管理の指導	○	○	○	○
清掃事業の強化	○	○	○	
湖沼、河川の整備推進	○	○	○	
浄化用水の導入			○	
栄養塩類等に関する調査研究	○	○	○	
合成洗剤の使用合理化指導	○	○	○	○
家庭雑排水浄化対策の啓もう	○	○	○	○
底泥の除去	○	○	○	

表79 昭和61年度事業実績（鳥取県公害対策審議会資料による）

事 業 名	事 業 費 (千円)	事 業 内 容
下 水 道 の 整 備	天神川流域下水道	1,512,239 管きょ延長増 約5.4 Km
	倉吉市公共下水道	861,300 " 約5.3 Km
	羽合町公共下水道	359,000 " 約2.5 Km
	東郷町公共下水道	481,500 " 約4.9 Km
	米子市公共下水道 (内浜青木処理区)	1,197,000 " 約4.1 Km
	境港市公共下水道	861,200 " 約3.4 Km 下水処理場実施設計



事業名		事業費(千円)	事業内容
工場、事業場の排水対策		840	湖沼周辺の特定期事業場に対し、水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づく立入検査及び排水処理指導の実施
し尿浄化槽、家畜飼養施設対策		165 494	湖沼周辺のし尿浄化槽立入検査、管理指導の実施 畜産経営者に対する環境保全技術の普及浸透
生活雑排水対策		973	有リン合成洗剤の使用自粛を含む洗剤の適正使用等生活雑排水についての啓発及びダストバッグ等簡易処理の効果について基礎調査の実施。
底泥の除去対策	中海浄化事業	575,000	湖岸堤(ヘドロ捨場護岸)の建設、底泥浚渫46,000 m <sup>3</sup> (進捗率 容積ベース 21%)
	東郷池浄化対策事業	87,000	底泥浚渫15,930 m <sup>3</sup> (進捗率 面積ベース78%)
	湖山池浄化対策事業	111,000	底泥浚渫18,594 m <sup>3</sup> (進捗率 面積ベース19%)

### 3 水質汚濁規制

#### (1) 排水規制

排水規制については水質汚濁防止法、上乗せ条例及び鳥取県公害防止条例による規制を行っている。水質汚濁防止法による規制は93種類の事業場(特定期事業場という。)を対象とし、1日の平均的な排出水の量が50 m<sup>3</sup>以上の特定期事業場を、また上乗せ条例による規制は、中海、美保湾流域(米子市、境港市、日吉津村)を適用区域とし、1日の平均的な排出水の量が25 m<sup>3</sup>以上の特定期事業場を規制対象としている。

水質汚濁防止法による排水基準は、有害物質に関するもの及び生活環境に関する項目ともすべて総理府令で定める一律基準(BOD又はCOD:平均120 mg/l、最大160 mg/l、SS:平均150 mg/l、最大200 mg/l等)を適用している。ただし、美保湾海域への流入汚濁負荷量の大きな割合をしめているパルプ工場に対しては、昭和52年3月20日から、より厳しい基準として上乗せ条例による排水基準(BOD及びCOD:平均90 mg/l、最大120 mg/l、SS:平均50 mg/l、最大60 mg/l)を適用している。

なお、水質汚濁防止法の一部改正によって湖沼の富栄養化を防止するため、富栄養化しやすい湖沼(環境庁長官が定める湖沼)及びこれに流入する公共用水域に排出する特定期事業場に対しては、昭和60年7月15日から窒素及びリンに係る排水基準(窒素:平均60 mg/l、最大120 mg/l、リン:平均8 mg/l、最大16 mg/l)が適用されることとなったが、県内の該当湖沼は表80のとおりである。(資料21参照)

鳥取県公害防止条例による規制は、1日の平均的な排出水の量が50 m<sup>3</sup>以上の集団給食施設についてはPH、BOD又はCOD、SS、大腸菌群数を規制項目とし、1日の平均的な排出水の量が50 m<sup>3</sup>以上のドラム缶更生業、車両洗浄施設(鉄道業、自動車整備業、カソリンステーション等)

については油分を規制項目として昭和47年4月1日から規制を行っており これに対する排水基準は、同条例による排水基準を適用している。

表80 水質汚濁防止法の排水基準（昭和46年総理府令第35号）

(1) 有害物質に係る基準

種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1 mg/ℓ
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパフチオン、メチルジメ トン及びE P Nに限る)	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 1 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価ク ム 0.5 mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.5 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/ℓ

(2) 生活環境項目に係る基準

種 類	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）〔PH〕	5.8～8.6（海域以外の水域） 5.0～9.0（海域）
生物化学的酸素要求量〔BOD〕（mg/ℓ）	160（日間平均120）（海域及び湖沼以外の水域）
化学的酸素要求量〔COD〕（"）	160（日間平均120）（海域及び湖沼）
浮遊物質〔SS〕（"）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（"） （鉱油類含有量）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（"） （動植物油脂類含有量）	30
フェノール類含有量（"）	5
銅含有量（"）	3
亜鉛含有量（"）	5
溶解性鉄含有量（"）	10
溶解性マンガン含有量（"）	10
クロム含有量（"）	2
フッ素含有量（"）	15
大腸菌群数（1cm <sup>3</sup> につき 個）	日間平均3,000
窒素含有量（mg/ℓ）	120（日間平均60）（環境庁長官が定める湖沼及 びこれに流入する公共用水域）
磷含有量（"）	16（日間平均8）（"）

表 8 1 環境庁長官が定める湖沼

(1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼 湖山池、中海、東郷池
(2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼 湖山池、多ヶ池、中海、池の谷ため池、佐治川ダム貯水池、東郷池、中津ダム貯水池、菅沢ダム貯水池（日南湖） 鶴の池、俣野川ダム貯水池

表 8 2 上乗せ条例の排水基準（パルプ製造業及び木材化学工業に係るもの）

（昭和48年鳥取県条例第40号）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）〔PH〕	5.8～8.6（海域以外の水域） 5.0～9.0（海域）
生物化学的酸素要求量〔BOD〕（mg/ℓ）	120（日間平均90）
化学的酸素要求量〔COD〕（"）	120（日間平均90）
浮遊物質〔SS〕（"）	60（日間平均50）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（"） （鉱油類含有量）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（"） （動植物油脂類含有量）	30
大腸菌群数（1cm <sup>3</sup> につき 個）	日間平均 3,000

表 8 3 鳥取県公害防止条例の排水基準

（昭和46年鳥取県条例第35号）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）〔PH〕	5.8～8.6（海域以外の水域） 5.0～9.0（海域）
生物化学的酸素要求量〔BOD〕（mg/ℓ）	160（日間平均120）（海域及び湖沼以外の水域）
化学的酸素要求量〔COD〕（"）	160（日間平均120）（海域及び湖沼）
浮遊物質〔SS〕（"）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（"） （鉱油類含有量）	20
大腸菌群数（1cm <sup>3</sup> につき 個）	日間平均 3,000

(2) 監視、指導状況

水質汚濁の発生源である工場、事業場についてみると、水質汚濁防止法で届出が義務付けられた特定事業場は2,165事業場であり、このうち排水のBOD又はCOD等の項目が規制される特定事業場（1日の平均的な排水の量が50 m<sup>3</sup>以上（米子市、境港市、日吉津村においては1日の

平均的な排出水の量が25 m<sup>3</sup>以上)は275事業場である。

鳥取県公害防止条例で届出が義務付けられた汚水関係特定事業場は667事業場で、このうち排水基準の適用を受ける汚水関係特定事業場は9事業場である。

昭和61年度の水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例による工場、事業場の指導状況を見ると、立入検査事業場は延1,146件であり、このうち排水調査事業場延749件のうち、排水基準に違反していた事業場及び違反のおそれのある事業場に対し、延65件の文書による改善指導を行った。なお、これらのうち、7事業場については水質汚濁防止法違反(排水基準違反)事業場として、新聞等に公表した。

表84 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表

(昭和62年3月31日現在)

保健所名 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		倉 吉		米 子			根 雨		合 計		
	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	25 50 m <sup>3</sup> /日 以上 未 満	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	25 50 m <sup>3</sup> /日 以上 未 満
1-2 家畜飼養施設	24	1	28		46		18	1		6		122	2	
2 畜産食料品製造業	5	3	7		8	4	10	7		3		33	14	
3 水産食料品製造業	41	2			17	4	75	20	13			133	26	13
4 野菜・果実の保存 食料品製造業	2	2	4		13		4	1		2		25	3	
5 みそ・醬油・ソース 食酢等製造業	10		2		13		22	1		2		49	1	
8 パン・菓子製造業					7	1	3	1	1			10	2	1
9 米菓製造業			1		2							3		
10 飲料製造業	5		11		17	1	15		1	3		51	1	1
11 動物系飼料・ 有機質肥料製造業							5	4				5	4	
12 動植物油脂製造業			1				3	1				4	1	
16 めん類製造業	3		2		10		7			1		23		
17 豆腐・煮豆製造業	31	1	33		50		32	2	1	6		152	3	1
18-3 たばこ製造業							2	2				2	2	
19 紡績業・繊維製品 製造業	2	2			7	2	5					14	4	
21-3 合板製造業					4		1		1			5		1
22 木材薬品処理業					1							1		
23 パルプ・紙製造 加工業	34	7	22	4	1		1	1				58	12	
23-2 新聞業・出版業	5				4		13			1		23		

保健所名 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		倉 吉		米 子			根 雨		合 計		
	届 出	50 ㎡ /日 以上	届 出	50 ㎡ /日 以上	届 出	50 ㎡ /日 以上	届 出	50 ㎡ /日 以上	2550 ㎡ /日 以上 未 満	届 出	50 ㎡ /日 以上	届 出	50 ㎡ /日 以上	2550 ㎡ /日 以上 未 満
27 無機化学工業製品製造業							1					1		
46 有機化学工業製品製造業					1		1					2		
51-3 ゴム製品製造業	1	1										1	1	
54 セメント製品製造業	9		8		9		8		1	3		37		1
55 生コンクリート製造業	4		4		5		8	1	0	2		23	1	0
57 人造黒鉛電極製造業	1											1		
59 砕石業	2	1	5	1	2		2			6	3	17	5	
60 砂利採取業	1	1	1		2							4	1	
61 鉄鋼業					1	1	1					2	1	
64 ガス供給業	1	1										1	1	
65 酸又はアルカリに よる表面処理施設	6	6			2	1	2		1			10	7	1
66 電気メッキ施設	3	1					1					4	1	
66-2 旅館業	359	19	45		206	37	190	26	2	62	1	862	83	2
67 洗たく業	43		14		52		69	1	1	6		184	1	1
68 写真現像業	4		2		6		12		1	1		25		1
68-2 病院	2	2			1							3	2	
69 と畜業					1	1	1	1				2	2	
69-3 地方卸売市場	1	1					1	1				2	2	
70 廃油処理施設							1					1		
70-2 自動車分解整備業	3				2		1					6		
71 自動式車輛洗淨施設	38		4		25	1	62	3		7		136	4	
71-2 試験研究機関等	13	1	5		16	3	15	2	3	4		53	6	3
71-3 一般廃棄物焼却施設	5				3		5					13		
72 し尿処理施設	12	10	1		7	7	28	26	1	1	1	49	44	1
73 下水道終末処理施設	2	2			1	1	5	4				8	7	
74 特定事業場から排出 される水の処理施設	1						4	4				5	4	
合 計	673	64	200	5	542	64	634	110	27	116	5	2,165	248	27

(注) 中海・美保湾水域(米子市、境港市、日吉津村)は上乗せ条例の制定により排水量25㎡/日以上が規制の対象となっている。

表 8 5 鳥取県公害防止条例の汚水関係特定事業場一覧表

(昭和62年3月31日現在)

保健所名 汚水関係 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		倉 吉		米 子		根 雨		合 計	
	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日 以上
1 集团給食施設	14	1	9		13	3	21	3	3		60	7
2 ドーム缶更生業							1				1	
3 車輛洗浄施設	152	1	70		191		144	1	49		606	2
合 計	166	2	79		204	3	166	4	52		667	9

表 8 6 事業場に対する立入検査、改善指導状況

○水質汚濁防止法適用事業場

立入検査 事業場 延件数	排水調 査事業場 延件数	違 反 事 業 場 延 件 数	改 善 指 導 延 件 数	改 善 命 令 件 数
1,120	724	7	62	0

○鳥取県公害防止条例適用事業場

立入検査 事業場 延件数	排水調 査事業場 延件数	違 反 事 業 場 延 件 数	改 善 指 導 延 件 数	改 善 命 令 件 数
26	25	0	3	0

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数

○違反事業場の違反内容

業 種	件 数	違 反 項 目					業 種	件 数	違 反 項 目					
		一 般 項 目							一 般 項 目					
		PH	BOD	SS	油分	大腸菌 群 数			PH	BOD	SS	油分	大腸菌 群 数	
畜産農業	1		1				旅館業	1		1				1
水産食料品 製造業	2		2	1	1		病院	1						1
豆腐製造業	1		1	1			計	7	1	5	2	1	2	
繊維製品 製造業	1	1												

#### 4 生活排水対策

##### (1) 下水道の整備

下水道は、住みよい都市づくりのために欠くことのできない基盤施設であるが、あわせて良好な水質環境の回復、保全のために大きな役割を果たしており、特に、有効な対策が乏しいうえ、公共用水域の汚濁要因となっている生活排水対策の切り札として、その重要性が一段と増してきている。

##### ア 公共下水道

県内の公共下水道は、各市町村が管理する単独公共下水道と、流域下水道（県が管理）に接続して処理する流域関連公共下水道がある。

これらの公共下水道の整備状況は表 8 7 のとおりであり、下水道の普及率は全国の約 3 7 % に対し、本県では 1 4 . 9 % とかなり遅れている。

表 8 7 公共下水道の整備状況

区分	市町村名	計画決定年月日	計画決定処理面積 (ha)	計画区域内処理人口 (人)	供用開始年月日	昭和 6 1 年度末整備状況			
						行政区域内人口(A)※(人)	処理可能面積(ha)	処理可能人口(B)(人)	普及率 (B/A) (%)
単公共下水道	鳥取市	32. 9. 27	1,795	127,698	43. 11. 12	138,489	769	57,470	41.5
	米子市	44. 4. 23	2,097	95,985	49. 10. 1	131,999	337	25,520	19.3
	境港市	58. 8. 19	563	26,200	—	—	—	—	—
	大山町	(58. 11. 21)	20	10,000	—	—	—	—	—
	日吉津村	59. 9. 11	48	1,700	—	—	—	—	—
	西伯町	(62. 2. 13)	14.7	900	—	—	—	—	—
流域公共下水道	倉吉市	52. 2. 25	1,042	41,080	59. 1. 20	52,408	148	5,411	10.3
	羽合町	52. 8. 3	301	5,420	59. 1. 20	6,974	40	1,713	24.6
	東郷町	52. 8. 2	150	3,170	59. 1. 20	7,087	55	1,957	27.6
	三朝町	56. 8. 11	135	3,650	—	—	—	—	—
	関金町	56. 8. 11	46	1,800	—	—	—	—	—
	北条町	(60. 2. 1)	51.7	2,600	—	—	—	—	—
計			6,263.4	320,203		617,087	1,349	92,071	14.9

(注) ※印は 6 2. 2. 1 県統計課推計人口。( )内は下水道事業計画認可年月日

イ 流域下水道

流域下水道は、特定の水域の水質環境を保全するため、当該流域内の市町村の公共下水道による下水を受けて、これらの下水を効率的に処理する施設である。

県では、天神川、東郷池等天神川関連流域の水質保全を図るため、当該流域の下水道整備総合計画を策定し、これにもとづいて昭和 4 9 年に天神川流域下水道事業計画を決定、事業に着手している。

この事業の概要は次のとおりであり 昭和 5 9 年 1 月から一部が供用開始された。

表 8 8 天神川流域下水道事業概要

○処理区域面積 人口・汚水量

区 分	単 位	倉吉市	羽合町	東郷町	三朝町	関金町	北条町	合 計
予定処理区域	ha	(1,342.1) 1,250.0	(357.3) 357.3	(239.0) 239.0	(184.3) 134.6	(53.8) 53.8	(80.0) 51.7	(2,256.5) 2,086.4
予定処理人口	人	(49,800) 43,200	(5,910) 5,910	(4,730) 4,730	(5,060) 3,630	(1,900) 1,900	(4,800) 2,600	(72,200) 61,970
汚水量 (日最大)	m <sup>3</sup> /日	84,176	30,868	15,705	17,368	3,682	6,488	158,287

※ ( )内は全体計画の区域及びその人口、( )外は都市計画決定及び下水道事業計画認可の区域及び人口を示す。

○施設概要（下水道事業計画認可）

名称	管径	延長	名称	敷地面積	処理方式	処理能力	予定水質
倉吉幹線	$m/m$ 2,000 ~ 250	$m$ 18,887	天神浄化センター	約 12.88ha	標準 活性汚泥法	$m^3/日$ 160,000	$mg/l$
東郷羽合幹線	1,100 ~ 900	2,711					流入下水 BOD 150 SS 150
三朝幹線	1,350 ~ 900	4,953					放流水 BOD 15 SS 15
中江幹線	1,350 ~ 1,000	1,995					
合計		28,546					

(2) 農業集落排水処理施設の整備

農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業等により、農業振興地区内にある集落（おおむね1,000人以下）からの排水を適正な処理を行った後、放流するもので、農業生産環境の保全、農村の生活環境の保全を目的としている。

この施設では生活雑排水を含めて処理することとなるため、生活雑排水対策として下水道と同様極めて有効な処理方法である。

県内における昭和61年度現在の農業集落排水処理施設実施地区は表89のとおりである

表89 農業集落排水処理施設実施地区一覧表

事業名	市町村名	集落名	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	計画日最大 汚水量 ( $m^3/日$ )	処理方式	供用開始
農 村モ 総プ 合ル 整事 備業	郡家町	野町	180	35	59.4	土壌被覆 接触ばっ気方式	59.12
	東郷町	宮内	"	"	"	"	"
	"	壇見	220	44	72.6	回転円板方式	61.8
	"	川上	250	50	82.5		工事中
	大山町	末吉・国信	570	123	198.4		"
	"	福尾・上野	280	58	93.8		"
	鹿野町	岡井	150	28	49.5		"
農 業 集 落 排 水 事 業	日吉津村	富吉・海川	1,770	400	584.0	オキシプー ションディッチ方式	61.6
	鳥取市	横枕	250	49	82.5	土壌被覆 接触ばっ気方式	61.7
	佐治村	津無	290	66	95.7	"	61.6
	"	刈地	210	45	69.3		工事中
	"	葛谷	120	26	39.6		"



(3) 地域し尿処理施設の整備

下水道計画区域外の地域において、101人以上3万人未満を処理対象として、し尿と生活雑排水を併せて処理する廃棄物処理施設である。

県内における地域し尿処理施設の整備状況は、表90のとおりである。

表90 地域し尿処理施設の整備状況

(昭和61年3月末現在)

項目 市町村施設名	処理方式	計画処理人口 (人)	実処理人口 (人)	計画1日 最大汚水量 ( $m^3$ /日)	竣工年月
米子市 河崎団地 汚水処理場	長時間 ばっ気方式	3,000	2,029	900	48年3月
米子市 富益団地 汚水処理場	"	2,000	644	600	55年3月
米子市 旭が丘 汚水処理場	"	480	438	120	55年3月
境港市 幸港 汚水処理場	"	1,250	1,143	469	56年3月

(4) その他

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を合併して処理する合併処理浄化槽がある。合併処理浄化槽は生活雑排水を含めて処理することとなるため生活排水対策としては、有効な処理方法である。

なお、浄化槽については、第8章に記載している。